

## 栃木県農業試験場における公的研究費の適正な使用に関する行動規範

令和2年8月1日

最高管理責任者（場長）

この行動規範は、公的研究費を使用する上での、当場の構成員としての行動の指針を明らかにするものである。

- 1 構成員は、公的研究費の源泉が国民の税金によるものであることを常に認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、公的研究費の執行に当たり、関係する法令・通知及び当场が定めるルールを遵守しなければならない。
- 3 構成員は、公的研究費に関する不正が、当场はもとより研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識し、行動しなければならない。
- 4 構成員は、別に定める公的研究費等の使用に関する「不正防止計画」に基づき行動しなければならない。
- 5 構成員は、公的研究費の不正及び不適切な使用を未然に防止するよう努めなければならない。

※ この行動規範において、公的研究費とは、国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

※ この行動規範において、構成員とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に準じ、当场に所属する非常勤を含む、研究者、職員及びその他関連する者をいう。